



第45号

発行

平成20年9月1日

# 議 会 だ よ り

## おおやまざき

編集・発行：大山崎町議会 〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 ☎(075)956-2101

## 平成20年度水道事業会計予算案を可決 町長問責決議案を可決

平成20年6月 第2回定例会

平成20年第2回定例会は、6月5日から24日までの20日間の会期で開かれました。

今議会では、平成20年度水道事業会計予算案など17議案が提出され、人事案件4件を本会議初日に採決し、同意しました。

その他の議案については、それぞれ関係委員会に付託し、慎重に審査を行いました。

本会議最終日、平成20年第1回定例会で否決しました平成20年度水道事業会計予算案は「3月議会で否決された予算案との相違点は、府営水道の基本水量について府が7300トンで決定してきたことを受けて、それを支払うべき予算措置を行ったという点である。町民の皆さんに負担を少しでも軽くしようという町長の基本的な考え方のあらわれだというふうに考える」「今回の予算案に賛成はするが、町長が府に対しておこし

た提訴には賛成してないということ。今後、町の水道会計健全化のため全力を尽くされることを要望する」「府との話し合いで一刻も早くこの水道問題を解決していくという道を開くというところが、町長に望んでいるところである」などの意見があり、全員賛成で原案どおり可決しました。専決処分承認を求める町税条例の一部改正についての議案は「議会に相談もなく、町長独断で決められたこと、また町民税の年金からの特別徴収については、来年10月から実施ということ、まだ検討する余地があると思う」などの意見があり、賛成少数で不承認としました。また、議員から提出された「真鍋町長の独断政治手法と議会軽視に対する問責決議案」と「高齢年金から町民税を強制徴収する条例の停止を求める決議案」をいずれも賛成多数で原案どおり可決しました。

### 第2回臨時会

## 町長問責決議案を可決

「京都府を被告とし、京都地方裁判所に提訴する不当利得返還請求事件について、町長に報告を求める件」を会議に付すべき事件とする、議員8名の連名による町議会臨時会招集請求があり、第2回臨時会が7月11日に開かれました。今議会では、まず、この件について町長から報告があり、続いて質疑・答弁が行われました。その後、議員から提出された「真鍋町長の再三にわたる議会無視に対する問責決議案」を賛成多数で原案どおり可決しました。

### 第3回臨時会

## 大山崎中学校新校舎建設(建築)・(電気設備)・(機械設備)工事請負契約の3議案をいずれも可決

第3回臨時会は7月31日に開かれました。大山崎中学校新校舎建設(建築)工事請負契約など3議案が提出され、各議案については、文教厚生常任委員会に付託し、慎重に審査を行いました。本会議では、3議案いずれも全員賛成で原案どおり可決しました。

## 真鍋町長の独断政治手法と議会軽視 に対する問責決議

本議会は、昨年12月18日に真鍋町長に対し、議会軽視を理由に問責決議を採択した。

しかし、この5月20日には府営水道の基本水量めぐって議会に因ることなく京都府を提訴し、ともに住民の福祉を向上させる本町と府を敵対させる暴挙を行われた。

また、この訴訟に際し、訴訟の詳細な内容を住民の代表である議会に知らせることなく、特定の団体に訴状の内容を知らせることも行われた。

更に、町長は、町民の税金を使つての訴訟であるにもかかわらず、議会に報告せずに、民主町政の会等が一部のの人に案内した提訴当日夜の「町民説明会」に出席し、訴訟の内容を報告されるにいたつた。

これらの行為は、住民の代表である議会の軽視し、公平に行政を執行する町長職の立場をわきまえず、町長を支持する一部団体を優先的に扱う方針を公然と示されたものといわざるを得ない。

今回の事態は、町内の方々から議会無視の独断町政と特定団体の優遇であると批判する声が多数寄せられている。

よつて、本議会は、今回の一連の真鍋町長の行為については先の問責決議を無視したものと、これを座視することが出来ない。

ここに、強く遺憾の意を表明し、今回の一連の行為を強く問責するものである。

なお、併せて、訴訟の即時取り下げと特定の団体を優先する町政を止められ、町政を平静に戻し公平な執行を目指すことを強く進言するものである。

## 老齢年金から町民税を強制徴収する 条例の停止を求める決議

真鍋町長は、来年10月から、老齢等の年金から町民

税を本人の承諾を得ることなく強制的に徴収する大山崎町税条例を議会の議決を得ることなく4月30日に制定公布した。

この改正は、来年10月から開始するというものであり、事務的準備期間を考慮しても議会で審議する余裕があるものである。

真鍋町長は、独断的に議会に諮ることなく制定公布したものであるが、もとより、年金からの強制徴収の是非は年金受給者の権利という面において、十二分に論議をつくすべきものである。

真鍋町長は、町長が独断で公布した町税条例の停止と、実施する場合は少なくとも年金受給者の選択に任せ、地方税法の本意である自主納税制に戻すべきである。

## 真鍋町長の再三にわたる議会無視に 対する問責決議

真鍋町長は、就任以来、度重なる議会無視の行動を繰り返され、就任以来、僅か1年7ヶ月の間に2回にわたり問責決議を受けられるにいたつた。

真鍋町長は、独断での町税条例の専決制定の行動など、独断専行の傾向が最近とみに顕著になっていることに、本議会は愛いの気持ちをもつて町政の未来を見ている。水道問題に関して、議会に諮ること無く京都府を提訴されたことに対して6月24日に本議会は問責決議を行った。

この問責決議に対して、真鍋町長は「決議を重く受け止めて議会運営を図る」と表明された。

しかるに、この表明があつたにもかかわらず、事務局と十分な調整も無いまま、問責決議の直後の6月25日に至り、京都府を被告とする追加の提訴を更に行われた。

本議会は、再三にわたる議会無視の行動と敵を作る手法で町政運営を行う真鍋町長に対し、満身の怒りを込めて遺憾の意を表明し、町長としての責任を問うものである。

## こんなことが決まりました(審議結果)

### 第2回定例会

#### 【同意した議案】

▼公平委員会委員の選任(3議案)

【適任と認め同意した諮問】

▼人権擁護委員候補者の推薦

【承認した議案】(専決処分の承認)

▼国民健康保険税条例の一部改正

▼平成19年度一般会計補正予算(第5号)

▼平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

▼平成19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)

▼平成19年度老人保健事業特別会計補正予算(第4号)

▼平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

▼平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

▼平成20年度老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

【不承認とした議案】(専決処分の承認)

▼税条例の一部改正

▼平成20年度水道事業会計暫定予算

【原案可決した議案】

▼水防協議会条例の廃止

▼消防団員等公務災害補償条例の一部改正

▼平成20年度水道事業会計予算

▼平成20年度一般会計補正予算(第1号)

【不採択した陳情書】

▼若宮前緑地(空地)保全に関する陳情書

【原案可決した意見書】

▼後期高齢者医療制度の廃止と暫定的に老人保健制度に戻すことを求める意見書

【否決した意見書】

▼公的年金からの特別徴収制度の廃止を求める意見書

### 第3回臨時会

【原案可決した議案】

▼大山崎中学校新校舎建設(建築)工事請負契約

▼大山崎中学校新校舎建設(電気設備)工事請負契約

▼大山崎中学校新校舎建設(機械設備)工事請負契約

町政を問う

一般

質問



6月定例会では9議員が一般質問に立ち、当面する町の課題について、考えをたどりました。

質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

一部要旨

# 江下 伝明議員

Q 乙訓消防組合体制を町長はどう構築していくのか  
懸案事項の署所配置など、引き続き、乙訓市町会で検討・協議を行っていき

## 乙訓消防組合体制について

問 5年後の乙訓消防組合体制を町長はどう構築していくのか。

答 発足時からの懸案事項の署所配置、庁舎整備、適正人員、財政計画等を総合的に対応しなければならぬと認識。住民の安心・安全を確保し、新たなまちづくりの視点に立ち、将来を築いていかなければならないとの基本的原則を踏まえ、引き続き乙訓市町会で検討・協議を行ってきたい。

## 公設保育所の運営について

問 (1)09年度、第3保育所縮小計画(2)子育て支援策の状況。

答 (1)保育所のあり方の検討プロジェクトチームの報告は「2園は現行通り存続、1園を乳児保育・子育て支援の場とし、正規職員5名削減を図る」というもの。一定、尊重する方向で考えているが、本年度に保育ニーズが大幅増加していること等、慎重に検討しなければならない。また、一つの保育所を子育て支援拠点としてセンター機能を持たせるとの報告については、保育所のあり方と併せて早急に検討すべき課題と認識。この4月に町子育て支援推進協議会を立上げ、所掌事務に保育所のあり方や、子育て支援センター設置の検討等がある

## 京都市第二外環の側道について

問 (1)府道五条本と国道五条本の交差点の安全対策の検討状況

答 (1)府道五条本交差点は、府と公安委員会が信号設置を含め協議中であり、府は無信号となっても安全な交差点形状にすべく計画立案中と聞いている。町は信号設置が必要と考えている。国道五条本交差点も、側道の交通規制や国道渋滞緩和対策を含め安全対策等を十分協議していく。町は、具体的に両交差及び新ボックス交差の交差点計画案が進むのと平行して、事業者や公安委員会等と安全対策を十分に協議・調整していきたい(2)側道については今後、検討・調整を行

## 財政について

問 公有地売却の進捗状況は。

答 旧庁舎売却は、現在、別館等をご使用の町内3団体の移転に向け、調整作業に全力を傾けている。売却公募をどのように行うかの検討段階。若宮前の緑地は、地域住民皆様のご理解を得ることが前提的に重要であると考えており、今後の協議でご認識を深めて頂くよう努力していく。

## 水道事業について

問 (1)情報発信の正確さを問う。

答 (1)情報発信の正確さを問う。6月発行のわたしたちの上下水道は偏った内容(2)今議会の第44号議案、水道事業会計の府営水道受水は1日当たり7300t。

# 山本 芳弘議員

Q 議会への報告前に水道問題を巡る訴状を特定団体に開示された経過は  
A 各団体においてどのように情報確認されたかは承知していない

## 行政の中心性について

問 議会への報告前に、水道問題を巡る訴状を特定団体に開示された経過は。

答 各団体で、どのように情報確認されたかは承知していない。質問の議会への報告前の水道問題を巡る訴状の取扱いは、5月20日14時に京都府裁判所に訴状

## 議会の中心性について

を提出、14時30分から弁護士会館で記者会見を行った。訴状提出の時点で報道解禁し、訴状はそれ以前の骨格的方針の段階から、全面的公開となった。以後、請求があれば全文公開する措置をと

り、議会へも報告申上げた。  
議案に諮らず町長が独断で制定した「町税条例の一部を改正

## すなわち

問 (1)今までの「自主納付」方式でなく、「公的年金から町民税を徴収する強制徴収」方式に変更された町長の考え(2)実施時期が来年度10月であるにもかかわらず、議会に提案することなく、町長独断で条例制定された理由。

答 (1)高年齢者の公的年金受給

者の納税の期間が省ける便宜を図るとともに、市町村の徴収効率化を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収を平成21年10月から実施することとした。現行税制度上の枠組みでは、妥当な判断をしたものと考えている。従前から地方税法等の一部を改正する法律の成立・公布に合せ、町税条例を改正していることや、現状を総合的判断し、専決処分を改正を行った。

**【自殺予防対策及び自死遺族対策について】**

**問** (1)今後どのように対策を進められるのか(2)いじめをなくす為の学校現場での取組み(3)役場職員及び学校教職員へのメンタルヘルス面での取組み。

**答** (1)個々人の問題と社会的要因や周囲の関係等が複雑に絡み合った画一的に解決できる問題ではなく、町独自で対策を進めるのは難しい面もあると思うが、今後、国の対策の推進を受け、地方公共団体として中心的な役割を担う府との連携を一層強めるとともに、身近な相談窓口として、保健師等の研修など相談機能の強化を図り、できうる啓発を行うなど工夫しながら、取組みを強化したい(2)各町立小・中学校では、未然防止の取組みと早期発見・早期対応に努める為、担任、学年主任・生徒指導部の先生が一体

となつて取組んでいる。事象によっては、保護者も交えた中で問題解決に努めている。また、スクールカウンセラー等を配置し、教育相談機能を充実させており、状況に応じて効果的な対応を校長を中心組織的に行っている。問題事象については、教育委員会に報告させ、指導主事等が指導・助言を行い、解決に向け、学校全体として取組んでいる(3)役場職員へは、専門医を講師で招き、メンタルヘルスに関する基礎的知識の習得を目的とした職場健康懇談会を年1回の頻度で数年に渡って開催する等している。学校教職員へは、府教育委員会が、第1次予防策(罹患自体を未然に防止して、健康増進を図る)として、「こころの健康相談室」、「メンタルヘルス研修会支援事業」等に取組まれ、第2次予防策(早期発見と対処)として、第1次予防策で掲げた相談窓口での活用を実施されている。また、この第1次予防策から第3次予防策(罹患後の治療と職場復帰を円滑に行い、更に再発を防止する)までの段階で、校長や教職員が果たすべき役割や、対応に当たって注意すべき点を取りまとめた「教職員の心の健康問題に関わる対応と職場復帰支援の手引き」を平成19年10月に策定、各学校で教職員が閲覧できるようにされている。

**北村 吉史議員**

**【水道事業に関わる行政訴訟と将来の本町に対する影響】**

**問** (1)訴訟に至った経過と理由

(2)訴訟にあたり、地方公営企業法第40条をもって議会の議決を経ずとされているが、今回の案件はこの法に想定されているような些細な案件と考えているのか(3)訴訟を提起するにあたり、誰と相談したのか(4)今回の訴訟代理人は本町の顧問弁護士ではない。顧問弁護士は今回の訴訟についてどのように判断されていたのか(5)今回の訴訟代理人は、これまで町とは一切関係の無かった弁護士である。このことに対する考えと選定に至った経緯、またどのような経歴の弁護士なのか(6)府と訴訟を行うことについての影響をどのように認識しているのか(7)乙訓2市1町の枠組みと訴訟による影響をどのように認識しているのか。

**答** (1)平成19年度は、実際の必要水量である3407mを府に対して申込んだ。ところが、この申込みは「協定書で定める水量以外は受け付けられない」という理由により、条例という協議に入ることができなかった。町では粘り強く、協議を求めてきたが、聞き入れられず、府による一方的

**Q 水道事業に関わる行政訴訟に至った経過と理由**  
**A 主張の隔たりを埋めることができず、法的に解決を図ることになった**

な決定を受けて、19年度分及び20年度分については従来どおり7300m分の料金を府に支払った。これは決して府の決定を容認したわけではなく、延滞金の発生により町民皆さんにご迷惑をかけることを回避する為に行ったもので、支払いの前には異議申立てを行っていた。これまでに幾度も府とこの件についての解決に向けて話し合いを重ねてきたが、実質的な内容のある協議が成立しないまま、依然主張の隔たりを埋めることができないことから、今回訴えを提起し、法的に解決を図ることになった(2)訴訟については、5月12日の町議会全員協議会で、提訴は概ね5月中、準備が整い次第に行うと報告した。これに先立つ同月7日に有志議員皆様との懇談の機会を得、訴訟方針について申し上げ、準備過程にあることを伝えた(3)訴訟回避に向けての条件整備について、具体的に仲介の労を担おうとする関係者とも、各種ご相談の場を持った。また、法律関係者とのご相談も様々な形で重ねてきた。長年に渡る住民運動との情報交流は、共産党議員団との連携と合わせて、多様な局面で行われ、ご相談もした(4)顧問弁護士

の判断は、この案件が訴訟に耐えられるものかどうか、違法性は何か等、争点が問題になり、よく検討しなければならぬと考えられ、そして、行政間同士の訴訟は好ましくなく、話し合いや、協議を重ねられ解決を図ることが望ましいとの考えから、ご自身は消極的であるとのご意見であった(5)弁護士5名はいずれも専門業務として民事、家事、行政、労働問題等を専門にされ、多くの事件の担当をされていると聞いている。選任の経緯については、以前から法律関係の相談もしており、訴訟弁護団の結成にあたっては顧問弁護士にも相談申し上げ、了解をいただいた(6)訴訟は府営水道の基本水量決定処分の取消しを求めているものであるので、質問の影響については、細部まで把握できないが、行政全般には影響はあるべからざるものと信じている(7)府営水道供給料金単価引下げについては、本町が条例による申込水量の変更を行うという新たな状況の下で、従来の二市一町の検討作業の経過の延長上に、府と二市の協力による経営健全化の取組みの一環として成果を得られたものであると評価している。

# 朝子 直美議員

**Q** 本町における教員の時間外勤務の実態は  
**A** 教員の勤務時間管理について徹底するよう指導している

## 【教育について】

**問** (1)教員の労働実態①教員の時間外勤務(休日出勤や持ち帰りの仕事も含む)の実態は②文部科学省は教育振興計画案で教員定数25000人増員の方針を出した。予算化実現に町教育委員会から国へ要望をしていた。また③非常勤講師の授業準備等、教員の仕事をしっかりと保障するのは最低限のルールである。早急に是正されるよう府教育委員会に要望していただきたいが

(2)現場の声を大切にした教育行政の推進①昨年・今年と2回実施された全国学力・学習状況調査は、有効性を疑問視する専門家も多く、また全国的に子ども・教員・校長等の管理者にストレスを与えているとの報告もある。本町において来年度以降、現場で十分議論した上で、実施の是非も含め慎重に取扱っていただきたい

が②京都市少人数教育で少人数授業・少人数学級・ティームティーチングのどの形態を選択するか。或は、研究指定校を受けるかどうか等も全教職員、場合によっては保護者の意見もよく聞き決定することが大切だと考えるが。

**答** (1)①町立小・中学校勤務の府費負担教員の時間外勤務につ

いては、学期の始めや終わりに勤務時間を超えて仕事をされている実態は教育委員会としても把握している。しかし教員には超過勤務手当や休日給を支給しないかわりに、毎月、教職調整額が支給されている。教育委員会としては、町内小・中学校校長会で教員の勤務時間管理の徹底を指導している。休日出勤は、小学校ではPTA事業に伴う出勤、中学校ではクラブ活動指導に当たる出勤があり、指導時間が4時間を超えた場合は特殊勤務手当が支給されている。持ち帰りの仕事については、原則として校長は学校内で仕事を済ませるよう厳しく指導している②府教育委員会を通じて、当案が示された時点で判断したい③非常勤講師は小学校2名、中学校3名が勤務。校長からは、授業準備等は他の教員と連携し行っていると聞いている②①児童・生徒の指導上、貴重な資料として活用。児童・生徒は緊張感を持ってテストに臨んでいて、教員・校長は当調査の当日、事務上のミスがないよう細心の注意を払うことに対する緊張感はあるものの、ストレスを与えていることではないと考えている②現中学校1年生で1学級25人から

26人の4学級編成の少人数学級を実施。実施するにあたり、校長は職員会議等で教職員に充分説明・協議し、また保護者には入学説明会で説明され、保護者の方々も充分納得していただいた上で教育委員会に要望してこられたので、町教育委員会として府教育委員会に申請し現在の学級編

# 高木 功議員

**Q** 大山崎小学校・第二大山崎小学校の耐震・改造工事の進捗状況について  
**A** 平成24年度には施設すべての耐震化を完了する必要があると考えている

## 【小学校の耐震について】

**問** 大山崎小学校・第二大山崎小学校の耐震・改造工事の進捗状況について。

**答** 第二大山崎小学校については、平成17年度に管理棟の耐震補強工事、18年度に普通教室棟の耐震補強工事を実施し、校舎の耐震補強工事は完了した。なお、体育館の耐震補強工事を残すのみとなっている。大山崎小学校については、今年度対象施設4棟(管理棟・北校舎・南校舎・体育館)の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強実施設計を行う予定である。来年度からこの設計を基に順次耐震補強工事を実施し、24年度末には大山崎小学校施設すべての耐震補強工事を完了する計画である。遅くとも、計画通

成に至った。研究指定校については、平成20年度、3町立小・中学校とも府の「京の子ども夢・未来」プラン21を受けている。受けるにあたり、職員会議等で教員と協議を行い希望された。

**【町遊休地の売却について】**

**問** (1)今年度の予算に計上されている旧庁舎本館、若宮前緑地についての進捗状況は②若宮前緑地について、地元住民より存続を求める声が出されている。住民

合意を町政運営の基本として十分協議を行うべきと考えるが。

**答** (1)旧庁舎売却については、現在、別館等をご使用の町内3団体の移転に向け、調整作業に全力を傾けている。売却公募をどのように行うかの検討段階である。若宮前緑地については、地域住民皆様のご理解を得ることが前提的に重要であると考えており、今後の協議でご認識を深めて頂くよう努力していく。

去した食品を調理しているが、幼児食は、食べられない食材があれば家庭から持ってきていただいている状況である。なお、幼児食も保護者の負担の軽減を目的に、給食室でも安全を前提に確実に除去できるところについては除去をしていく等、毎年少しずつであるが改善を行っている。小学校との連携においては、小学校へ入学する前に食物アレルギーの子供の状況等を報告することにより、連携をとっている。また、それぞれの栄養士間でも、食物アレルギーの対応等についての連携をとっている。次に、医療機関との連携であるが、除去が改善される際にも、医療機関からの変更を示す書類に基づいて対応を行っている。継続児童においても、毎年

## 山本 圭一 議員

Q 府営水道の導入の経過について  
A 地下水を保全し未永く利用していく為に補完的に導入することになった

### 【上下水道について】

1回は、食物アレルギーの状況を把握するために医師の診断に基づく書類である連絡表の提出をお願いしている。更に、不明な点や直接医師に確認したい点等があれば、保護者の了解のもとに医師の指示を受けるなど連携をとっている。小学校では、入学までに保育所・幼稚園と連携し、食物アレルギーの子供の症状を報告いただくとともに、保護者には医療機関の診断書の提出をお願いし、栄養士が不明な症状があれば問合わせ、医師の指示を受けるなど実施しており、食物アレルギーの症状を的確に把握して給食食材の除去を行っている。

### 【水道事業について】

問 (1)住民無視の訴訟問題について(2)基本水量について。

答 (1)厳しい経営が続く町水道事業において、赤字を解消し水道事業経営の安定を図る為、府から受水する水量の減量を求め、話し合いの道を探ってきた。しかし、両者の見解は平行線をたどり、折合い点が見出せないことから、町はこのたび訴えを提起し、司法による解決を目指すことになった(2)府営水道の供給料金に関する条例とおり解釈すると、19年度及び20年度については、1日当たりの最大の受水量は3407m<sup>3</sup>であり、これが基本水量であると考えている。

問 (1)府営水道の導入の経過(2)基本水量の受入れ経過(3)「実質的な協議がされていない」と主張しているが、府との協議実績はあるはずである。この事実をどのように考えているか(4)下水道使用料は府下で比較すると順位は。

答 (1)大切な資源である地下水を保全し、未永く利用していく為、地下水を補う第二の水源として府営水道を補完的に導入することになった(2)府営水道乙訓浄水場は、1日当たり46000m<sup>3</sup>の施設で稼動することになり、本町では、そのうち7300m<sup>3</sup>を配分水量として協定を締結した。当初、この配分水量を基本水量として、平成18年度までは申し込んでいたが、これは実際には必要水量を大きく上回るもので、この受水費の負担が今日の水道事業会計の赤字を招く結果となったことから、19年度及び20年度は、工業用水相当分を除いた3407m<sup>3</sup>として、府に対して申し込んだ(3)私が平成18年12月5日に町長に就任して以来、20年5月20日までに府の副知事以下職員とは20回、話し合いをしている。しかし、条例による協議は従来通りの申込水量でない限り受入

れないとして、本町が求める実質的な協議は全く行われなかった。こうした状況の中で、府の決定がなされた(4)供用開始の歴史・地理的条件・将来計画等により単純に比較できないが、21団体中下から2番目である。

【広報】わたしたちの上下水道  
問 どのような経緯で発行されたか。また、発行された意図は。  
答 今回訴訟提起という新たな段階に入ったことで、これまでの経過に加え、今、水道問題で何が起きているのか、なぜ訴訟を起こしたのか等について住民の皆様にお知らせする為に発行した。

【災害について】  
問 (1)防火委員廃止の経過(2)町におけるこれからの自主防災組織の拡大・啓発(3)学校の耐震

整備の実施率が町は低いが、大規模災害時における避難所の耐震状況等はどうなっているのか。  
答 (1)防火委員廃止の主な理由は、ここ30年以内に発生すると予測されている南海や東南海地震に対応する為にも、町が推し進めている自主防災組織設立が必要不可欠なものであることである(2)5月22日、23日に17の町内会・自治会の方々にお越しいただき、当組織設立の説明会を開催した。その中で要望があった、なぜ当組織が必要なのかといった内容の回覧用ピラを作成したので、各町内会・自治会さんを通じて、当組織の設立を住民の方々にお願していきたいと考えている。また、説明会にお越しいただけなかった自治会・町内会さんにも、説明会での資料

及び回覧ピラを送付することにしている。町の広報誌やホームページ等にもその内容を掲載する(3)耐震状況については、昭和56年の建築基準法改正以降の基準で建設された建物は、概ね震度6強の地震に対して安全であると考えられている。それ以前に建築された避難所施設は、各小中学校・第2と第3保育所・老人福祉センターがある。大山崎小学校では、今年度、校舎等耐震二次診断業務委託を行い、施設整備計画を立て、耐震補強工事を順次行う予定。第二大山崎小学校は管理棟、普通教室棟は耐震補強工事実施済み。中学校は今年度から新築工事を行う。20年1月に公共施設保全計画を策定し、公共施設の計画的で適切な維持管理等を図っていく中で、避難所施設の耐震補強についても整備していきたい。

## 神原 郁己 議員

Q 水道問題について、なぜ、やむを得ず裁判を決定されたのか  
A 協議による解決をめざしてきたが、司法判断を求めざるを得ない状況に至った

### 【水道問題について】

問 (1)なぜ、やむを得ず裁判を決定されたのか(2)平成12年以降の府営水の年間最大受水量と基本水量の実数と7300tとの差額はいくらか(3)同じく18年までは3650tで協定及び確認書が結ばれていた。12年から18年までの基本料金の差額は。

答 (1)過日の20年度の府営水道の給水申込(3407m<sup>3</sup>/日)に対して、府は7300m<sup>3</sup>/日の決定を行った。これまで、粘り強く、府に対して町の実情を申述べ、協議による解決をめざしてきたが、今回の決定を受け、町長として、司法判断を求めざるを得ない状況に至った(2)1日最大受水量は、

17年12月6日浄水場施設保守点検のため取水井戸の一部を一時停止した時に4346m<sup>3</sup>受水。このような特別な場合を一年分基本水量に換算すると年1億4593万8680円、請求基本料金2億4513万4千円、9919万5320円の過払いとなる。12年度から19年度までの過

払いの累計は9億79万8599円(3)11年6月30日締結の府営水道乙訓浄水場に係る給水による協定書では、受水量は12年度から3650m<sup>3</sup>/日。一方で、10年3月30日締結の府営水道乙訓浄水場に係る施設整備による協定書では、12年度より7300m<sup>3</sup>/日。このかい離は3650m<sup>3</sup>/日であり、12年度から18年度までの総額は7億8285万9300円である。

【集中改革プランについて】

問 (1)19年度末での当初見込みと実際の改善の差を、歳入・歳出それぞれについて改善できた点、また、悪化した点も含めて具体的に示していただきたい(2)町民の暮らしの厳しさをどう認識されているか(3)集中改革プランを新たに更新し、「暮らしを支えつつ、財政再建」を基本理念に再スタートされてはどうか。

答 (1)歳入・歳出を合わせ約8億6000万円の改善で、2年前の当初プランで、約8億7000万円の赤字と見込んでいたが、19年度末時点で、この赤字見込額のほぼ全額を解消したことになる。なお、実際の19年度決算では、約9200万円の黒字になると見込むが、これは、乙訓土地開発公社に係る元金の償還(約1億円)を先延ばししたことによるもので、本来的に黒字と呼べ

る内容ではない。改善されていない項目は、当初プランでは、町税の見直し実施で21年度に単年度収支の黒字化を目指すという内容であったが、プランにおける19年度末時点での財政見通しでは、20年度、或は21年度の単年度収支の見込みで概ね1億円から2億円程度の歳入不足が見込まれている(2)物価高等の状況は、町民皆さんにも当てはまるので、現在の町民皆さんの暮らしは、相当に厳しいものであると認識している(3)現在の町財政状況及びその構造については、現集中改革プラン作成時と基本的に大きく変化していないと認識しており、その上で、行財政改善に係る諮問機関である町行財政改善委員会に対し諮問し、改めて住民自治を確立する為の手法等について、協働の視点から行財政運営のあり方について、外部のご意見等も賜りつつ、プランの再構築を図っていく。

【消防署の適正配置について】

問 乙訓消防組合消防本部常備消防力適正配置調査の報告書が17年2月に提出されている。この適正配置について、現状での合意内容はどうか。

答 現時点では、乙訓消防組合議会におかれても、乙訓市町会においても合意といった段階前の協議の段階にも至っていないというのが、私の現在の認識である。

森田 俊尚議員

Q 日吉ダムは利水利用は想定されていなかったと言われる根拠は  
A 計画段階で利水を兼ねた多目的ダムとなったと聞いている

【府営水道について】

問 (1)府営水道は、昭和47年に淀川水系における水資源開発基本計画が策定され、当初より事業目的は府の水道用水の安定した供給であった。町長は「日吉ダムは治水目的であつて利水利用は想定されていなかった」等と勝手な見解を公然と言われる。その根拠は(2)昭和60年、府南部地域広域的な水道整備計画が、本町を含む関係市町村全てが同意し、本町の受水量を12000m<sup>3</sup>/日と見込んだ実施計画に本町議会ももちろん府議会も全会派賛成している。町長はもろろご存知のはずであるが(3)このような歴史的経過を踏まえ、府営水道事業は地元の熱い要望、願いを今日まで継続し続けている。町長の今日の態度、姿勢、取った行動は、全くその要望や願いを無視し、

根拠から無し崩す行為と言える。お考えは(4)本町は地下水を大切に利用してきたが、高度成長期に入つて急速に変化する環境に對峙する為、地下水保全を目的として様々な涵養調査も含め、町議会でも特別委員会を設ける等、対策をしてきた経緯がある。その目的を果たす為にも、府営水道導入は欠かせないものであつた。否、むしろ府営水道に全ての町民の期待と願いが寄せられた。この「地下水を保全する」という観点を据えて、府営水道の活用が大切である。地下水と環境保護の観点で、町長にお聞きする。

議会の同意を得て定められた。府営水道は、府南部地域広域的な水道整備計画に基づき水道事業を進めるに至つた経過と承知している(3)府営水道の導入による複数水源の実現は、本町の水道を補完し、安全な水の安定供給を可能としたことで評価する。これまで、粘り強く、府に対して町の実情を申述べ、協議による解決を目指してきたが、今回の決定(過日の平成20年度の本町給水申込み3407m<sup>3</sup>に対する、府の7300m<sup>3</sup>の決定)を受け、町長として、司法裁判を求めざるを得ない状況に至つた(4)本町は、昭和52年に町地下水採取の適正化に関する条例を制定している。その中で、地下水を公水とする認識に立つて、現在及び将来にわたり住民の生活に欠くことのできない重要で、かつ、有限な地下水資源を、適正な採取と合理的な利用を図ることによって保護し、あわせて大量採取による地盤沈下などを防ぎ、もつて住民の福祉に寄与することを目的としている。町民の地下水への愛着を反映した、全国的に見てもすばらしい取り組みである。今後は、より一層の効果的な施策の実現に向け検討していきたい。

今日までの態度、姿勢、取った行動は、全くその要望や願いを無視し、根拠から無し崩す行為と言える。お考えは(4)本町は地下水を大切に利用してきたが、高度成長期に入つて急速に変化する環境に對峙する為、地下水保全を目的として様々な涵養調査も含め、町議会でも特別委員会を設ける等、対策をしてきた経緯がある。その目的を果たす為にも、府営水道導入は欠かせないものであつた。否、むしろ府営水道に全ての町民の期待と願いが寄せられた。この「地下水を保全する」という観点を据えて、府営水道の活用が大切である。地下水と環境保護の観点で、町長にお聞きする。

答 (1)桂川の中流部は、治水の観点からは極めて問題のある地形であった。保津峡で川幅が狭くなる為、洪水流下能力が著しく阻害され、上流の亀岡市や船井郡は大雨が降ると容易に湛水し易い。宅地化の進行でこれ以上の河川改修は難しく、抜本的な治水対策が叫ばれる一方で関西圏地域の人口急増に伴い水需要も引き続き急増していた。昭和46年、このような状況にあつて当初、宮村ダムとして計画されていた日吉ダムはこの時に本格的なダムとして基本計画に入った。水資源開発公団は、淀川水系水資源開発基本計画の変更を行い、水資源開発公団法に基づく多目的ダムとして建設されることになった。当初は、治水目的であったが、計画段階で利水を兼ねた多目的ダムとなつたと聞いている(2)府においては、水道法による広域的な水道整備計画を定める為、府下17市町が当計画の策定を知事に要請し、知事は関係市町村と協議し、府

議会の同意を得て定められた。府営水道は、府南部地域広域的な水道整備計画に基づき水道事業を進めるに至つた経過と承知している(3)府営水道の導入による複数水源の実現は、本町の水道を補完し、安全な水の安定供給を可能としたことで評価する。これまで、粘り強く、府に対して町の実情を申述べ、協議による解決を目指してきたが、今回の決定(過日の平成20年度の本町給水申込み3407m<sup>3</sup>に対する、府の7300m<sup>3</sup>の決定)を受け、町長として、司法裁判を求めざるを得ない状況に至つた(4)本町は、昭和52年に町地下水採取の適正化に関する条例を制定している。その中で、地下水を公水とする認識に立つて、現在及び将来にわたり住民の生活に欠くことのできない重要で、かつ、有限な地下水資源を、適正な採取と合理的な利用を図ることによって保護し、あわせて大量採取による地盤沈下などを防ぎ、もつて住民の福祉に寄与することを目的としている。町民の地下水への愛着を反映した、全国的に見てもすばらしい取り組みである。今後は、より一層の効果的な施策の実現に向け検討していきたい。

# 堀内 康吉議員

【町政の基本に関わって】

**Q** 水問題は、住民要求実現が基本と考えるが  
**A** 実現する為、町長として、司法判断を求めざるを得ない状況に至った

問 (1)水問題は、住民要求実現が基本と考えるがいか(2)財政再建問題と保育事業の見直しについて公設公営による3園保持の財政的条件も生まれつつあると考える。児童福祉懇話会の答申の再評価や、プロジェクトチームによる25園計画についても再検討が必要ではないか。

答 (1)町長就任以来、水道事業の赤字構造の抜本的な解決を重要課題として取組み、昨年度は、府営水道受水以来、初めて、必要水量(3407m<sup>3</sup>/日)の申込みを行ったが、実質的な協議がされないままに、7300m<sup>3</sup>/日の決定・請求行為がされ、異議申立てを行った上で支払った。これまでも「高い水道料金を引下げてほしい」という住民願いを実現する為、粘り強く、府に対して実情を申述べ、協議による解決をめざしてきましたが、今回の決定(過日の平成20年度の本町給水申込み3407m<sup>3</sup>に対する、府の7300m<sup>3</sup>の決定)を受け町長として、司法判断を求めざるを得ない状況に至った。今回、不必要な受水が町民に与える多大な悪影響をご理解いただきたいとの一念で、19年度・20年度の基本水量決定の取

消しを求める行政訴訟を起こすものである(2)18年12月の町児童福祉懇話会の答申内容は「今まで培ってきた3か所の公立保育所の施設や保育内容は町の大事な財産である。このため施設は3か所とも残し、1か所を民営化していく方向で具体的検討を進めるべきである」という意見が出された。その答申後に、私が町政を預かり、懇話会の答申を尊重するなかで、早速、昨年4月に、集中改革プランの推進に向け、可能な限り住民福祉・暮らしを支える施策を維持しながらも、財政再建を最優先する基本姿勢のもと、公約に掲げていた民営化をしない前提で保育所の見直しを検討させるべく、保育所のあり方を検討プロジェクトチームを立ち上げた。その検討結果の報告内容は、20年度では、現行3園の現状を維持し、21年度からは、2園は減を図り、22年度からは、2園は現行どおり存続、1園を乳児保育及び子育て支援の場とし、更に正規職員5名削減を図る。併せて、保育所内部の様々な節減努力で保育所運営費用の削減を図るといふものであり、昨年9月に報告があった。そして、この4月は十数年振りに入所児が300

人を大きく超えたなかでスタートしたわけであるが、当プロジェクトチームの報告を一定尊重した上で、正規職員を4名削減し、保育所運営にあたり、一方、保育所費用の推移であるが、財政再建最優先のもと、年々削減を図っているなかで、17年度決算額が約4億2千万円、20年度現況の予算額が約3億4千万円で、3年間で8千万円削減が見込まれる状況となっている。さしあまたつての21年度の保育所運営についてであるが、集中改革プランの職員数の削減は進行中であることから、当プロジェクトチームの報告を尊重していく必要があるものと考えている。しかしながら一方、少子高齢化時代における次世代育成支援の重要性を鑑みた時、子育て支援策の大きな柱である保育所運営について、今後の保育ニーズの動向をも十分みなながら、なお慎重に検討していかなければならない。従って、町政全般に占めるその運営費用の財政負担の現状をも再度十分検証した上で「町民サービスの向上」と「財政の健全化」を両立し、町民が今後も住み続けたいと思える町をつくる為に、最良の結論を導いて参りたい。

## 公平委員会委員に

- 荻野 和雄氏
- 神谷 洋一郎氏
- 平井 澄男氏

第2回定例会で公平委員会委員の選任について、荻野和雄氏(64)・大山崎松原、神谷洋一郎氏(72)・円明寺茶屋前、平井澄男氏(65)・下植野代理分の選任に同意しました。

## 人権擁護委員に

- 藤井 恒憲氏

第2回定例会で人権擁護委員候補者の推薦について、藤井恒憲氏(61)・大山崎水福寺に適任と認め同意しました。

## 国へ意見書を提出しました

●後期高齢者医療制度の廃止と暫定的に老人保健制度に戻すことを求める意見書

第2回定例会で、「国においては、平成20年度終了と同時に後期高齢者医療制度を廃止され、暫定的に老人保健制度を復活し、その後、医療保険制度について「受益、負担、財源」の観点から医療保険制度全般を総合的に検討し、国民が願う制度を創設されるよう強く要望する」意見書を、賛成多数で原案どおり可決し、衆・参議院議長、関係大臣に提出しました。

## 9月定例会の日程(予定)

8月	27日(水)	本会議(開会・提案説明など)
9月	4日(木)	本会議(一般質問)
	5日(金)	本会議(一般質問)
	8日(月)	決算特別委員会
	9日(火)	決算特別委員会
	10日(水)	決算特別委員会
	16日(火)	総務産業常任委員会
	17日(水)	建設上下水道常任委員会
	18日(木)	文教厚生常任委員会
	19日(金)	第二外環状道路等対策特別委員会
	22日(月)	本会議(最終日・採決)

※本会議と決算特別委員会は午前10時から、他の委員会は午後1時30分から開会予定